

松茂町住民投稿型アプリ開発委託業務に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

松茂町住民投稿型アプリ開発委託業務

2 目的

今後ますます高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民生活のより一層の充実を図るためには、これまで以上に住民参画、町民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠である。加えてスマートフォン等の普及による情報収集手段の多様化や、新型コロナウイルス感染症の流行による新しい生活様式の実践に伴い、町民と行政との関わり方にも変化が起きていることを鑑み、時代の潮流に乗る、新たな協働及び双方向コミュニケーションの手段として、松茂町住民投稿型アプリの開発を行う。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 業務規模（契約金額の上限）

金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 契約金額には、成果品の製作等、当該業務にかかる一切の経費を含みます。

6 応募資格

次の資格要件すべてを満たしている必要があります。

- (1) 企業、NPO等の法人格を有する法人であること。
- (2) 委託事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (3) 当該業務の実施にあたり、松茂町との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (8) 事業開始までに会計関係及び労働関係の帳簿類が整備されていること。

7 応募手続等

(1) 応募受付期間

令和4年9月8日（木）から9月21日（水）17時まで

(2) 実施要領等の配布

本公募に関する実施要領、仕様書及び様式等は松茂町ホームページからダウンロードしてください。

【松茂町ホームページ <http://www.town.matsushige.tokushima.jp/>】

(3) 応募方法、提出書類

応募受付期間内に次の資料及び添付資料を松茂町総務課まで、持参又は郵送で提出してください。（郵送の場合は、応募期間内に必着）

なお、提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。

(a) 正本1部を次の順番でA4左綴じにして提出

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要書（様式第3号）
- ④ 業務実績書（様式第4号）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）6部
※A4両面20枚以内とする。
- ⑥ 業務スケジュール表（任意様式）
- ⑦ 業務実施スタッフ体制図（任意様式）
- ⑧ 見積書（人件費、事業費など内訳が分かるように積算を記載すること。）
※見積額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、税額を記載。
- ⑨ 法人の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑩ 市町村民税に滞納がないことの証明書（※発行日が3か月以内のもの。）
- ⑪ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（※発行日が3か月以内のもの。）
- ⑫ 直近2事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）又はこれらに類する書類

(4) 質問および回答

質問がある場合は、令和4年9月14日（水）17時までに、質問書（様式第5号）に記入の上、FAXまたは電子メールで松茂町総務課まで提出してください。質問に対する回答は、令和4年9月16日（金）までに、松茂町ホームページに掲載する予定です。

■ FAX：088-699-6010

■ Eメール：soumu@matsushige.i-tokushima.jp

(5) スケジュール

ア	事業者募集開始	令和4年 9月 8日 (木)
イ	質問書受付期限	令和4年 9月14日 (水) 17時まで
ウ	応募受付期限	令和4年 9月21日 (水) 17時まで
エ	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和4年10月 4日 (火) ※予定
オ	審査の結果通知	令和4年10月 5日 (水) ※予定
カ	契約の締結	令和4年10月 7日 (金) ※予定
キ	事業実施	契約締結日から令和5年3月31日まで

※ 日程は変更する場合があります。

8 審査方法等

(1) 選定手順

- ① 松茂町住民投稿型アプリ開発委託業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別紙の審査基準に基づき審査を行う。
- ② 審査は、企画提案者から応募締切までに提出された企画提案書及び審査当日のプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。
- ③ 選定委員の合計得点を算出し、得点が1番高い1社を受託候補者として、契約に関する協議を行い、松茂町財務規則に基づいた契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- ④ 同点のものがある場合は選定委員の多数決をもって受託候補者を決定するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

すべての企画提案者に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。また、当審査には、本業務を受託した場合の実務担当者となる者が必ず出席すること。

実施日時等の詳細は、電話又は電子メールにて通知する。

状況により、審査の開催日時が変更となる場合があるので注意すること。

- ① 実施日時 令和4年10月4日 (火) ※後日、時間を連絡。
- ② 発表時間 プレゼンの時間は20分以内とし、延長は認めない。
プレゼン後、企画書の内容等に関する10分程度のヒアリングを行う。なお、当日の追加資料の提出は認めない。
また、プレゼン時にPC・プロジェクターを使用する場合は、各事業者で用意すること。
- ③ 出席者 3名以内
- ④ 結果通知 10月5日 (予定) に全参加者に電子メールで通知する。

(3) 企画提案者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 応募資格を満たしていない場合。
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング審査に参加できない場合。
- ⑤ 企画提案者が本業務に対して2以上の提案をした場合。
- ⑥ 企画提案者が他人の提案を代理した場合。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合。

9 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案資料等は返却しません。
- (3) 提出された提案資料等の取扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
- (4) 企画提案者が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準点に満たないときは、当該応募事業者を委託事業者として選定しません。
- (5) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が定めます。

10 提出先及び問い合わせ先

〒771-0295 板野郡松茂町広島字東裏30番地
松茂町総務課
TEL : 088-699-8710 FAX : 088-699-6010
E-mail : soumu@matsushige.i-tokushima.jp